

送迎バス運転業務委託（みなど保育園）【単価契約】【債務負担行為】
仕様書

- 1 件名 送迎バス運転業務委託（みなど保育園）【単価契約】【債務負担行為】
- 2 履行場所 酒田市内からみなど保育園
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 運行車両
 - (1) 酒田市（以下「委託者」という）が用意する車両を、業務委託を受けたもの（以下「受託者」という）に貸与して運行する。
 - (2) バスの貸料は無償とする。
- 5 運行内容
 - (1) みなど保育園通園バスとして運行
運行経路（概要） 所要時間約20分（片道）
登園：松陵保育園8:30発 → みなど保育園8:50着
降園：みなど保育園16:00発 → 松陵保育園16:20着
運行回数等
 - ① 運行回数は原則として登園時1回、降園時1回とする。
 - ② 運行回数及び運行時間について、保育園行事等により変更となる場合がある。
 - ③ 運行日数（月～金）は、年間260日程度。（土曜日の運行については両者協議のうえ決定） - (2) 上記（1）の内容については、利用人数等により変動があるため、その際は委託者・受託者双方により協議するものとする。
- 6 業務内容
 - (1) みなど保育園送迎バス運行の運転業務
 - (2) 運行に関する一連の管理事務業務
 - (3) 始業点検及び運行後の洗車、清掃及び車両内外の点検業務
 - (4) 置き去り防止の観点から、終点もしくは園児の最終降車時における車内点検
 - (5) 運行日誌の作成と委託者への報告
 - (6) その他、委託者が必要とする事項
- 7 契約 時間単価による単価契約とする。
- 8 年間委託見込経費（人件費及び事務費等相当分）
見込時間数 260日×4時間× 時間単価（税抜）
- 9 バス運行計画と受託者の責務
 - (1) 委託者は、前月20日頃までに受託者に対し翌月「バス運行計画」を通知する。
 - (2) 受託者は、委託者より受領した「バス運行計画」に基づき、運転手の配置計画を作成し、バス運行に支障がないようにする。

(3) 受託者は、運行日ごとの運行日誌を記録し、毎月月末にとりまとめを行い、その翌月の10日までに委託者に報告する。

10 受託者の要件

道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

11 費用負担

委託料とは別に委託者が負担する経費は、バス燃料費、車両整備費、車検費用、重量税等公課費、自賠責保険料、任意保険料、消耗品費等とする。

12 検査

受託者は、本業務が完了したときは、毎月末ごとに遅滞なく運行日誌と運行明細書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

13 検査後の請求

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。

14 委託料の支払

委託者は、1か月毎に契約単価に実績の運行時間数を乗じて算出される委託料を、正当な請求書を受け取った日から30日以内に受託者に支払うものとする。

15 運行時間（業務従事時間）の算定範囲

- (1) 運転手の業務従事時間は、受託会社よりバス駐車場までの移動時間も含めるものとする。
- (2) 運転手の始業点検時間（30分間）を加算する。（当該バスの運行開始時）
- (3) 運転手の洗車・清掃・消毒時間（30分間）を加算する。（当該バスの運行終了時）
- (4) 支払い対象となる毎日の業務従事時間は、30分単位とする。一日の通算した時間が30分に満たない場合は30分に切り上げし、30分を超える場合は1時間に切り上げる。
(例：2時間20分の場合は2時間30分、2時間50分の場合は3時間とする。)

16 損害賠償等

運行業務において、第三者及び車両等委託者に損害等を与えた場合は、委託者が加入する保険等により支払うものとする。ただし、受託者自らに責任あると認められたときは、その責任に応じた額を委託者は受託者に請求できるものとする。この場合、委託者が請求する額は委託者と受託者双方で協議し決定するものとする。

17 その他

- (1) バスは、みなど保育園駐車場内に駐車する。
- (2) 受託者は、天候等により運行計画に変更が生じた場合、速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。